

雜

錄

武藤軍務局長昨春以降の戦果報告 9日の地方長官會議に於て武藤陸軍軍務局長は昨春以降の聖戰戦果を次の如く報告した。昨春以降最近迄の主要作戰の概要を日次を追て申述べれば次の通りである。

○南昌攻略 抗日支那に残されたる軍事的、政治的及經濟的重要據點の一たる南昌の攻略を目的とする本作戦は敵4月攻勢の機先を制して、昨昭和14年3月2)日前後より開始せられ第9戦區副司令羅卓英麾下の約20個師を撃破して僅に1週間にして3月27日早くも完了した—敵の遺棄死體は12,300 俘虜2,870 の多きに上り鹵獲品は野山砲47. 迫撃砲37. 機關銃181. 小銃2,150 自動車13. 馬匹800 其他多數を算し我方戦死は500名であつた。

○襄東作戰 次で敵第5戦區司令長官李宗仁麾下の29個師に對し軍は5月初頭より行動を開始したのであるが、本作戦は從來の作戰とはその趣を異にし要地占領ではなく、敵軍主力を捕捉殲滅するのが目的であつて、作戰もこの趣旨に基いて指導せられ行動開始以來僅かに2週日足らずにして完全にその目的を達成したのである—敵の遺棄死體は17,500. 俘虜1,607. 鹵獲品は山砲1. 迫撃砲15. 重機關銃18. 輕機關銃129. 小銃2,644 其他多數に上り、我方戦死は652名であつた。

○汕頭攻略 汕頭は廣東陷落後における敵の對外連絡の要點とし潮韶公路(潮州—韶州道)を經由して相當多量の軍需品を輸入して居たのみならず、南洋華僑の同地に送金する額も莫大なものがあり、敵の抗戦力培養の主要源泉であつたが、軍は之が遮斷覆滅を目的として海軍との緊密なる協同の下に6月21日未明汕頭港口附近に上陸を敢行して同地一帯を攻略し越えて27日潮州をも占領した交戦した敵兵力は約2,000 遺棄死體660. 俘虜107. 鹵獲品は迫撃砲1. 輕機關銃3. 小銃362 貨車15. 自動車1. 其他多數に上り我方戦死は15名であつた。

○江南作戰 岳州—南昌間わ前線當面の敵第9戦區司令長官薛岳の指揮する約400,000に對し襄東作戰と同じく、之が捕捉殲滅を企圖して軍は9月中旬より行動を開始し、僅々旬日にして浙贛鐵道北側一帯の地區を席卷し、狼狽彷徨する殘敵を江西、湖南兩省境の山岳地帯に包圍殲滅して偉大なる戦果を収め、同地方における敵の蠢動を完封して崩壊の一途を辿る抗日支那の武力に對し痛撃を加へたのである—敵の遺棄死體38,400. 俘虜3,700. 鹵獲品山砲6. 速射砲1. 迫撃砲13 重機關銃50. 輕機關銃240. 小銃4,310 其他多數に上り我方戦死732名であつた。

○南寧作戰 敵が最後の恃みとする西南補給連絡線を遮斷して抗日蔣政權に一大鐵錘を加ふる目的を以て作戰を開始したる軍は11月15日未明海軍の緊密なる協力下に突如、北海沿岸、欽州灣附近に壯烈なる敵前上陸を敢行、隨所に頑敵を屠りて僅々旬日、24日には早くも桂南の要衝南寧城に突入攻略、李宗仁、白崇禧等の抗日將領が聲を大にして宣傳是れ努めたる廣西焦土の戦術も皇軍の神速破竹の進撃の前には全くその用をなさなかつたのである、爾來軍は敵の執拗なる南寧奪還の蠢動に對し果敢なる反撃を加ふると共に一部の兵力を12月21日遠く佛印國境龍州、鎮南關に派し軍事諸施設を破壊し且兵器彈藥ガソリン其他莫大なる軍需品を鹵獲し茲に抗日支

那最大の輸血路遮斷を見たのであつて本作戦の敵側に與へたる物心兩面の打撃は蓋し痛烈なるものがあつたと確信する、本作戦間敵の交戦兵力は約20個師に上り遺棄死體は11,700. 俘虜(89. 鹵獲品は野山砲7. 迫撃砲14. 重機關銃28. 輕機關銃444. 小銃2,600. 戰車及自動車61. ガソリン、重油、鉛其他莫大な數量を算へ我方の戦死は338名であつた。

○廣東北方地區に於ける殲滅戰 本作戦もその目的を當面の敵軍隊の捕捉殲滅に置き軍は敵が冬季攻勢蠢動の機を捉へて12月24日粵漢鐵道沿線、從化及增城の三方面より一齊に行動を開始し敵の堅固なる數線陣地を突破しつゝ數日後には早くも翁源—三華鐵—英徳の線に進出次いで反轉して途中隨所に狼狽彷徨する殘敵に對し所在に壯快なる包圍殲滅戰を展開、敵が1年の日子を費して構築せし堅固なる陣地及軍事施設並莫大なる集積軍需品を悉く潰滅鹵獲し、僅々2週日にして赫々たる戦果を収め1月上旬本作戦は終了したのである—敵の交戦兵力は10數個師に上り遺棄死體16,300. 俘虜1,196. 鹵獲品は迫撃砲9. 洋砲3. 重機關銃33. 輕機關銃188. 小銃1,720. 其他多數を算へ。我方戦死293名であつた。

○敵の攻勢撃挫 敵は内軍民の士氣を鼓舞し外援蔣諸國に黨軍の健在を誇示宣傳せんとする略略的目的を主として既に春季以降4月、7月、9月と3回に亘り攻撃を企圖したのであるが、その實質は稍々大なる遊撃戰の域を脱せずして所在に我軍の猛反撃を受け、何れもその企圖水泡に歸したのであつた、然し12月上旬以後所謂「冬季攻勢」に於てはその規模並に企圖共に相當積極的なものがあつた様である、即ち昨14年6月以降實施せし支那軍の第2期整備略々完了し、之が成果に對する過言もあり、一面新中央政權樹立運動の進展、六中全會前後より表面化する重慶政府内部に於ける和平氣運の醞釀、抗戦の前途に對する危惧の彌漫、列國の援蔣冷却等其客觀的情勢の逐次悪化の傾向に直面して、これが挽回の要切實なるものがあつたので重慶政府は此諸情勢に鑑み本攻勢に對しては大なる期待を懸けて居る模様であつた、即ち敵は昨年10月中旬頃から隱密裡に準備を進めつゝあつたものゝ如く中支方面特に漢水下流及安慶東方揚子江右岸青揚附近を重點として12月上旬より中旬に亘り北、中、南支各方面概ね一齊に出撃を開始したのである、本攻勢に方り蔣介石は日本軍の進攻能力既に消磨し之に反して黨軍の再建完成せりとなし「守を轉じて攻を爲す絶好の機會なり」と激勵訓示したのであつた、然し敵軍の兵力配置資材の準備等より推斷するにこの攻勢を以て敵の所謂劃期的總反攻作戰とは認め得られないのであつて、敵軍の有する實力を以てしては固より重慶政府の期待に副ふを得ず、各方面共わが猛反撃を受けて多大の損害を蒙り概ね15年1月末頃には敵の蠢動終熄を見たのであつた而して本攻勢に對する各方面の我軍の猛反撃により再建軍備の戦力を過信せし重慶側に與へたる物心兩面の衝撃は蓋し尠少なからざるものありと信ずるのである、4月7月及9月の前3回の攻撃反撃による敵の損害は遺棄死體943,558. 俘虜6,704. 鹵獲品山砲7. 白砲61. 平射砲1. 速射砲1. 迫撃砲37. 洋砲553. 重機關銃120 輕機關銃322. 小銃12,148. 其他多數に上り我方戦死は2,367名であつて、又冬季攻勢撃挫による敵の損害は遺棄死體63,000. 俘虜2,509. 鹵獲品迫撃砲33. 洋砲

18. 重機關銃 83. 輕機關銃 454. 小銃 10,489. 艦船 16. 其他多數を算へ、我方の戦死は 2,665 名であつた。

○賓陽附近に於ける殲滅戰 南寧奪回を企圖して各方面より集結した中央軍を主體とする敵廿數個師に對し南支軍の精銳は 1 月末より賓陽附近に大包圍殲滅戰を敢行 2 月上旬之に徹底的打撃を加へ抗戰陣營に一大衝撃を與へたのである一本作戰における敵の遺棄死體は 46,800. 俘虜 2,500. 鹵獲品野山砲 25. 速射砲及機關砲 16 迫撃砲 68. 重機關銃 110. 輕機關銃 544. 小銃 9,660. 戰車、裝甲車及自動車類 88 その他多數に上り我方戦死 205 名であつた—その後當面の敗敵は一時後退して戦力の恢復に努めてゐたが最近更に廣東及中支方面より數個師を轉用して執拗に南寧奪回を再行しようとして企圖して蠢動を始めたので我方では隨時隨處に之に痛撃を與へてゐる。

○五原作戰 舊臘以來包頭奪還を企圖して蠢動中の傅作義軍に對し我北支軍の精銳は 1 月下旬より行動を開始して先づオールドス平原に壯烈なる掃蕩戰を展開、次いで同月末より江東地區の殲滅戰に移り五原附近の根據地を覆滅して敵に一大痛棒を加へたのであるが、軍が作戰の目的を完遂して同方面から兵を撤するや、敵は再び五原附近に侵入して來たので、3 月下旬再度之に鐵鎚を加へたのである一本作戰に於ける敵の交戦兵力約 50,000. 遺棄死體 1,300 俘虜 200. 鹵獲品山砲、迫撃砲、機關銃、小銃、羊毛、毛皮等多數に上り我方の戦死は 52 名であつた。

○4 月中旬以降の積極的攻勢作戰 軍は 4 月中旬以降全支各方面に互り蠢動する當面の敵に對し積極的攻勢作戰を遂行中であつて、その中本日迄の主要なるものは次の如くである。

(イ)晋南作戰 山西省南部の豊富なる民間物資に依存して山間部に逃避蠢動を續けありし約 15 ケ師の敵中央軍は 4 月 17 日から行動を開始せし、我北支軍空陸の精銳部隊の潞安及同蒲沿線並に博愛附近よりする巨大なる包圍網に蔽はれ、旬日にして早くも澤洲附近に於て慘憺たる敗北を喫し別に黃河北岸平陸附近の退路を遮斷せられて北支唯一の蔣介石直系兵團は一大痛撃を受けたのである、その戦果は目下調査中なるも遺棄死體のみにて約 20,000 の多きに上り我方の死傷は 999 名である。

(ロ)江南作戰 更に湖南、江西方面南昌—岳州間山岳地帯に蠢動を續ける敵に對し之が一掃を目的として最近活潑なる大掃蕩戰が續けられ又 4 月下旬より安徽省南部に展開せられた包圍殲滅戰は作戰開始以來旬日にして楊子江南岸に進出を企圖した敵を囊中に收め青楊、南陵方面に於ける戦果は遺棄死體 4,880. 俘虜 167. 鹵獲品迫撃砲 6. 機關銃 26. 小銃 484 其他多數に上り我方の戦死は 116 名であつた、本作戰によつて敵が執拗なる長江航行遮斷の蠢動は終熄するに至つたのである。

○在支陸軍航空部隊の活動概況 在支陸軍航空部隊は北、中、南支の全線に亘る我地上部隊と緊密に協力して作戰遂行に努め占領地域内に蠢動を續ける殘敵及遊撃部隊を捕捉爆撃して治安肅正に参加すると共に、每次進攻作戰に方りては敵軍主力の動向を監視しつつ機を見て之を撃碎して、その戦力に鐵鎚を加へつゝ一方において全支をその鷹翼下に收め長驅進攻して再建に喘ぐ敵空軍基地及重慶、蘭州等の奥地の樞要なる軍事都市に對する連續爆撃を敢行して、重慶陣營の潰滅に邁進してゐるのである。

◇・斯て地上より空より我猛撃を受け冬季攻勢に失敗し續いて廣西の奥地賓陽附近及朔北の蒙古五原方面における全面的敗戦により各方面共大打撃を蒙りたる支那軍は 3 月上旬重慶に全戰線の軍事首腦部會議を開いて今後の對策を協議すると共に既に第 3 期整訓次期

反攻準備に着手した模様であつて徹底抗戰を呼號する蔣介石が軍の再建、部隊の練成、戦力の強化に對する熱意と努力とは注目し價するものがあるのであるが軍は各方面に大規模の作戰を敢行して隨時隨所に敵の戦力を粉碎し、抗日重慶陣營の潰滅の一途に邁進して居るのである。(中外商業 5, 9 夕)

陸海軍工場事業場管理規則公布 國家總動員法第 31 條に基く陸海軍工場事業場管理令の施行規則は 3 日公布即日施行された、施行規則は次の如くである。

第一條 陸軍大臣又は海軍大臣の管理に係る工場事業場(以下管理工場と稱す)の事業主又は事業管理人當該管理工場の移轉、擴張、縮小若くは機械器具其他の設備の變更、讓渡、移轉又は従業員の雇入若くは解雇を爲すに當り其事項が當該管理工場の生産又は修理の能力に著しき影響を及ぼすものなるときは豫め陸軍大臣又は海軍大臣の許可を受くべし

第二條 損失の補償を請求せんとする者は管理廢止の後六月以内に損失補償請求書を陸軍大臣又は海軍大臣に提出すべし、但し特別の事由ある場合に於て陸軍大臣又は海軍大臣の許可を受けたるときは毎事業年度の終りたる後又は損失を生じたる都度三月以内に提出することを得

第三條 損失補償請求書には次の事項を記載すべし

- 一 損失補償の請求に係る管理工場名稱及所在の場所
- 二 管理開始の時期及管理の期間又は請求の基礎と爲りたる期間
- 三 補償請求の事由
- 四 補償請求額
- 五 其他必要と認むる事項

第四條 損失補償請求書には損失補償額算出明細書を添附すべし前項の添附書類の外陸軍大臣又は海軍大臣は領取證其他必要と認むる書類の提出を求むることあるべし

第五條 管理工場の事業主又は事業管理人は一月一日、四月一日、七月一日及十月一日現在並に管理の開始又は變更に際し當該期日現在にて別記第一號様式に依り現況報告を該期日後十五日以内に陸軍大臣の管理に係るものに就ては四通、海軍大臣の管理に係るものに就ては三通陸軍大臣又は海軍大臣に提出すべし

第六條 管理工場の事業主又は事業管理人、工場事業場管理令(以下令と稱す)又は本令の規定に依る許可若くは請求の申請又は報告を爲さんとするときは所管監理官を経由して之を爲すべし

第七條 令第十三條第二項の證票は別記第二號様式に依る

【附則】 本令は公布の日より之を施行す

本令施行前管理を廢止したる場合に於て損失の補償を請求せんとする者は本令施行の日より六月以内に本令の定むる所に依り損失補償請求書を陸軍大臣又は海軍大臣に提出すべし(中外商業 5, 3)

價格形成委員會に於ける製鐵及特殊鋼の原價計算方式案 原價計算の方式に關し價格形成中央委員會では製鐵原價計算大綱(案)および特殊鋼原價計算大綱各案の二方式を制定、利潤統制の基礎とする原價計算に對しまづ最初の基礎的方式を確立、ついで今後化學品、纖維品など重要物資の原價計算方式を決定し低物價政策の中心となる適正價格の形成を急速に實現することになつた。

しかして原價計算専門委員會は原價計算の方式制定につき各種産業の多様性にかんがみこれを一貫した一般的原價計算方式を制定する場合は精密性を缺き従て純粹な利潤統制または適正價格制定の基礎として萬全を期し難いため各種産業別に原價計算方式を決定

することとしまづ物價政策遂行上當面の問題たるとともに基礎産業たる鐵鋼に對し方式を決定したものである。

從て今回専門委員會で決定を見た二原價計算方式は戰時低物價政策遂行に關して最初に成案を得た原價計算方式として極めて注目されると同時に今後各産業別に制定される方式の基本的方針を示すものである。

○計算方式内容

製鐵原價計算大綱(案)

第1章(總説)

1. 此大綱は適正價格決定の資料として當業者に提出を求むる實際原價の計算様式に關するものなり、當業者の内部計算組織については特定せざるも本計算書における數字は帳簿または證憑書によりて立證せらるべきものとす。

2. 製鐵原價は(イ)銑鐵、(ロ)鋼塊、(ハ)鋼材の各種別について計算す、ただし特殊鋼は普通鋼と別途の計算方法によるべきものとす、特殊の精鍊方法を用ひて精鍊する場合には原則的のものを除きては本大綱によらざることを得。

3. 銑鐵および鋼塊は材質または製法の相違により種別(または等級)を設けて種類別綜合計算を行ふ、普通鋼材は材質、形状および加工程度などによつて種別を設け種類別綜合計算を行ふ但し素材費を作業費と區別せる加工費計算方法によることを得特殊鋼材は個別計算を行ふを原則とす。

4. 工場の部門別は次の如き部門とす。

(甲) 主經營

- (1) 製銑部 (イ) コークス製造 (ロ) 銑鐵製造
- (2) 製鋼部 (イ) 鋼塊製造 (ロ) 鋼材製造

(乙) 副經營

- (イ) ガス分解工場 (ロ) 硫安工場 (ハ) 高爐副産品處理 (=) 耐火煉瓦工場 (ホ) 爐材工場

(丙) 補助經營

- (イ) 電氣部 (ロ) 蒸氣部 (ハ) 壓縮空氣部 (=) 給水部 (ホ) 運輸部 (ヘ) 工作部 (ト) 検査部

(丁) 管理部門および特殊部門

- (1) 工場管理部門 (イ) 倉庫部 (ロ) 勞務部 (ハ) 福利部 (=) 工務部 (ホ) 總務部

- (2) 特殊部門 (ヘ) 病院 (ト) 學校

- (3) 本社および販賣部 (チ) 本社および販賣部

(戊) 試験研究部

- (イ) 分析室 (ロ) 試験室など、工場の地位、規模、生産方法その他の特殊事情により部門は適宜の設定せらるべきも大略本標準のいづれに該當するやを明らかにすることを要す、部門費の計算については第2章以下にこれを定む

5. 主經營内部の各部門における製品の授受は連続せる工程間にありても直接振替をなさず半製品の受理として計算するものとす。計算價格は原則として原價による、副經營における製品についてもまたこれに同じ。

6. 原價計算期間は1ヶ月とす

第2章(原價および原價要素)

7. 原價の第1次の把握は経費外部より受入るる給附の消費にしてこれを外部用役費と名附く、その内容は次のごとし。

- (甲) 物品費 (イ) 主原料 (ロ) 副原料 (ハ) 燃料 (=) 補助經營材料 (ホ) 消耗費(但し購入と同時に消費するものは消耗費として経費の取扱をなすことを得)

- (乙) 勞働費 (イ) 工員賃銀 (ロ) 勞働附帶費(健康保険料、退職手当積立金繰入賃與を含む) (ハ) 社外人夫賃 (=) 職員給與および賞與

- (丙) 経費 (イ) 買入電力費 (ロ) 水道料 (ハ) 外注修繕費 (=) 運賃 (ホ) 賃借料 (ヘ) 特許權使用料 (ト) 保険料 (チ) 租税公課 (リ) 旅費交際費 (ヌ) 通信費 (ル) 減價償却費 (ヲ) 雜費等

8. 外部用役費は第1次計算において第6章の方法によりこれを全部に配賦す但し合理的に配賦することの不可能または困難なるものは工場一般費とす第2次計算において管理部内の原價および工場一般費を主經營、副經營および補助經營に配賦す、工場管理部内の原價は管理費として工場一般費は一般費として配賦をうけし部門の原價に計上す。ただし倉庫費はこれを出庫せる原材料および消耗品の金額に割掛け配賦することを、第3次計算において補助經營の勘定を主經營および副經營各部門に配賦す、配賦を受けし各部門はこれを配賦費として動力費、用水費、修繕費、移送費等の費目にて原價に計上す特殊部門費および試験研究費はこれを工場管理部門費に含め、またはこれに準じて配賦するものとす。

9. 生産部門即ち主經營および副經營においては製造原價の要素を次の如く分類す。

- (甲) 素材費 (イ) 主原料(主材料) (ロ) 副原料(副材料)

- (乙) 勞力費 (イ) 賃銀 (ロ) 勞働附帶費 (ハ) 社外人夫賃 (=) 給料および賞與

- (丙) 配賦費 (イ) 電力費 (ロ) 蒸氣費 (ハ) 用水費 (=) 移送費 (ホ) 修理費

- (丁) 固有費 (イ) 燃料費 (ロ) 器具消耗費 (ハ) 消耗品費 (=) 減價償却費 (ホ) 検査費 (ヘ) 工場諸費

- (戊) 割掛費 (イ) 管理費 (ロ) 一般費 (ハ) 研究費等

10. 各工程の原價より副産品代價を控除す、副産品は大略次のごとし。

- (イ) コークス製造、水洗粉炭、粉コークス、ガスタール、アンモニアなど。(ロ) 銑鐵製造、鍍滓、バラスト、鍍滓綿、高爐セメント、高爐ガス、繰返銑など。(ハ) 製鋼部、平爐滓、鐵滓、鍋附、切端鋼(屑鋼など) (=) 副經營および補助經營各種副産品、ドライ粉、截斷屑など

設備修理に際して取外し品の處分全部は副産品と同様に取扱ひ發生せる部門の原價より控除す副産品の價格は一會計年度間一定とし市販するものは正常の市價より逆算ししからざるものはこれを適宜に定む、この場合價格算定の基礎を別に示すべきものとす

11. 製品の原價構成は次のごとし。

- (イ) 基本原價(素材費、勞力費、固有費、配賦費) (ロ) 製造原價(基本原價割掛費すなはち管理費、一般費、研究費) (ハ) 販賣總原價(製造原價、包装費、販賣費)

基本原價の内容と素材費と作業費とに分つことを得、作業費は勞力費、配賦費、固有費を含むものとす、副産品價格はこれを基本原價より控除するものとす

12. 製品原價はりに示す製造原價要素に分ちて示すものとす。

第3章(物品費および素材費)(略)

第4章(勞働費および勞力費)(略)

第5章(経費)(略)

第6章(部門費計算)(略)

第7章(銑鐵原價計算)

1. コークス原價

45. コークス原價はコークス原價表によつて計算するものとす、

ークスは主として原料および素材の相違により分類を種別に別し種別に原價を算定するものとす。

46. 素材費

勞力費(固有費)配賦費はまづ選炭工場とークス爐とに原則として個別的に直課す、次にークス爐の原價はークス種別に對し素材費および賃銀は直課しその他は製産トン數を基準として配賦す、ただしこれに操作の相違を加味することを、副生品價格は各種別に對し原料トン數により按分し控除するものとす。

47. 選炭工場の經費はこれを選炭トン數によりークス種別に按分負擔せしむるものとする。

48. ークス原價表には種類別に原價を素材費、勞力費、固有費配賦費に分ちて記載するものとす、配賦費たる動力費、用水費移送費、修繕費などには補助費配賦表により、その他の固有費は製造費明細表により計上す、ただし賃借料、租税公課、保険料、旅費、交通費、通信費、雜費などは一括してこれを諸費として掲ぐるものとす。

49. ークス爐中の仕掛品は無價物として處理す、搬入未消費の原料をークス部の仕掛品とす。

1. 銑鐵原價

50. 製銑部の原價はさらにこれを次の小部門に分割する。

1. 燒結爐

2. 高爐 (イ)第1高爐 (ロ)第2高爐 (ハ)高爐連帶費 (=) 鑄銑費など

配賦の基準または方法に關しては第6章に定むるところによる

51. 燒結爐の製品を燒結鐵としその原價の計算はークスについて定めたることを準用す、燒結爐原價表を用ひて燒結鐵の原價を計算するものとす。

52. 銑鐵原價は第1に高爐別に計算しついで品性別にこれを計算すべし、そのために銑鐵原價計算表を用ひるものとす、ークス消費高の金額はこれを高爐別原價計算表の下端に註記して製造費明細表とのつき合はせを便とすべし。

53. 各高爐の生産高および裝入素材量などの明細は銑鐵原價計算屬表によりて明かにすること。

54. 高爐別の原價計算は46, 48, 49に定むるところを準用す。

55. 高爐連帶費は次のごとく區分す。

(第1) 連帶費はガス清淨費、送風費などにしてこの經費は裝入塊ークスの重量により按分す。

(第2) 連帶費は鑄淨處理費、原料處理費、製銑部事務費などにしてこの經費は裝入素材全重量により按分、鑄銑費或は鑄銑工場費にして型銑(冷銑)の仕上げ重量により按分す。

56. 同一高爐にて2種以上の銑鐵を製造する時は素材費を除きたる原價を仕上トン數により按分し各種別に分割す、異なる高爐より生産せらるる同一種類の銑鐵は各原價要素につき生産量を加味する加重平均原價をもつて銑鐵品種類原價表に記載するものとす。

57. 販賣費は賣却せる型銑に對して計算す、その計算方法は別にこれを定む、鋼塊および鋼材にありても販賣費についてはこれと同じ。

第8章(鈎塊原價計算)(略)

第9章(鈎材原價計算)(略)

第10章(本社費および販賣費)(略)

○特殊鋼原價計算大綱(案)

第1章(總説)

1. 本大綱は特殊鋼塊および特殊鋼材の製造および販賣に關する原價計算の様式につきこれを定む、特殊鋼の範圍は別に定むるところによる。

2. 本大綱において特に規定せざる事項については製鐵原價計算大綱に定むるところを適用す。

3. 特殊鋼原價は (イ)特殊鋼塊 (ロ)特殊鋼材類にわかち計算す。

4. 特殊鋼塊は材質により種類を設け種類別綜合計算を行ふものとす、ただし銜流毎に個別的に計算したるものを同種類につき綜合することを妨げず(以下略)

5. 特殊鋼生産に關する主經營は (イ)鋼塊部 (ロ)鋼材部に分ち、特殊鋼以外の製鐵を併せ行ふ場合にあつても特殊鋼製造はこれを別個の部門として本大綱計算によるべきものとす、同一設備をもつて普通鋼と特殊鋼とを同時に製造する場合には全部を本大綱により計算しその中特殊鋼に關する原價のみを區分して、そのうち特殊鋼に關する原價のみを計算表示すべきものとす現行様式により特殊鋼生産までの一貫作業をなす場合には屑鐵、鋼鋼塊および合金鐵などの素材を熔解合金する作業より以後の工程を特殊鋼の製造工程とする。

第2章(特殊鋼塊原價)

第3章(特殊鋼材原價)(略)(大毎5, 4)

價格形成金屬部會鐵鋼値上審議 歐洲大戰勃發以來、鐵屑の輸入價格が急騰し製鐵業の採算は著しく悪化したため鐵鋼價格の引上は藤原商相の言明にも拘らず必至の情勢となり、先般來數度の價格形成中央委員會の金屬品部會で原價計算を中心として現行價格の再檢討を行て來た所、7日の同部會で結局或る程度の値上げは已むを得ざるものと意見の一致を見た模様である、即ち鐵の値上げは普く全産業に關聯し影響する所も亦極めて大きいので

(1)政府手持の日鐵株の配當金を減少する事 (2)造船會社等への割引販賣の停止 (3)業者の企業利潤は從來極めて多く原價銷却其他の設備費を充分考慮した上でなほ相當の負擔力があるので、業者自身に相當額を負擔せしめたるため場合によつては減配も行はせる (4)政府の補助金政策

等の方法を考慮し、極力値上げを抑制する方針のもとに審議を進めて來たが、何分輸入鐵屑の値上りは大戰前に比し尠當り60圓見當でこれは鋼材尠當り20圓内外のコストの増加となり、また其他の諸經費の増嵩も著しく而も此の方法の中には速急に實現し難いものもあるので、次回の部會で具體的に引上げの細目を決定し成案次第對策審議會に上申してその審議を俟ことになる(中外商業5, 8)

機械工業整備確立に關係各廳間に連絡會議を設置 商工省では發達の比較的遅れた機械工業の分野に戰時統制を實施すべく第75議會には重要機械製造事業法を提案する準備を進めてゐたが、豫算の關係で未提出に終たので取敢ず機械工業の整備に關し商工省を中心に陸海軍、滿洲國、鐵道、逓信等の關係各廳間の連絡會議を設置し機械工業の根本的確立と重要機械の完全な自給を圖り機械工業の全般的統制運用を圖る事となつた。

事變以來我國機械工業は目覺ましい躍進を續けてゐるが軍需及生産擴充用機械にして輸入に俟ものは少くないので先づ第1の目標として製鐵用、化學工業用人造石油工業用の旋盤や反應塔の如き大型機械並に小型の精密機械に就て現在輸入せる機械を全部國産化し自給自足を圖る事に置く、次に現に國産化せる機械においても性能が不完全であり生産力が不足せるものやその原材料を輸入に仰ぐ

ものに就ても同様完全なる機械の供給を大量に確保する事とする。商工省では本年度豫算に於て特殊機械國産化の經費として 300,000 圓を計上してゐるが、之を活用し重要機械の戦時規格を統一すると共に製造業者より成る統制會社を設立し統制運用の組織を整備強化し又組合制度を設け機械の登録制度を實施する方針である、機械工業の整備に關する連絡會議の委員の顔觸は次の如くで 20 日前に第 1 回委員會を開催し先づ機械登録制度に關して調査審議する豫定となつてゐるが、機械工業の發達は現下戦時經濟運行に於る前提となるものでその成果は注目される。

連絡會議委員

- | | | |
|----|------------|-------|
| 會長 | 商工省機械局長 | 鈴木英雄 |
| 委員 | 企畫院技師 | 山座道雄 |
| | 對滿事務局殖産課長 | 日下部滋 |
| | 興亞院經濟部第二課長 | 阿部豊 |
| | 陸軍省整備局工政課長 | 和氣忠文 |
| | 海軍省軍務局第四課長 | 港慶讓 |
| | 逓信省企畫課長 | 奥村喜和男 |
| | 鐵道省工作局機械課長 | 糀島太郎 |
| | 商工省物資調整官 | 中田佐一郎 |
| | 同總務局生産擴充課長 | 岡松成太郎 |
| | 同鐵鋼局製鐵課長 | 菅波稱事 |
| | 同振興部總務課長 | 北野重雄 |
| | 同機械局總務課長 | 橋井眞 |
| | 同機械局生産機械課長 | 武内征平 |
| | 同機械局輸送機械課長 | 岩崎松義 |
| | 同機械局精密機械課長 | 佐藤筌太郎 |
- (東朝 5, 8)

工業品日本標準規格(JIS)決定告示 (昭和 12 年 12 月 5 日より昭和 14 年 12 月 8 日まで審議のもの)

商工省告示第 210 號 政府に於て用ふる鋸齒ネジ、インボリュート、齒車齒形、自動車用緩衝梁、自動車用燃料汲上ポンプ取付座、自動車用機關起動電動機取付寸法は次の規格(別冊(一))に依る但し已むことを得ざる事由ある場合は此の限にあらざ(昭 15, 5, 10)

商工省告示第 211 號 政府に於て購入し又は政府の注文する工事若は製造品に使用する V ベルト、手回ガスタップ、球軸受及ころ軸受、鋼索は左の規格(別冊(二))に依る但し已むことを得ざる事由ある場合は此の限に在らず(昭 15, 5, 1)

商工省告示第 212 號 昭和 6 年 10 月商工省告示第 50 號中「鋼索」を削る(昭 15, 5, 10)

商工省告示第 213 號 昭和 11 年 6 月商工省告示第 35 號(鑛山用鋼索)は之を廢止す(昭 15, 5, 10)

商工省告示第 214 號 政府に於て製造若は購入し又は政府の注文する船舶に使用する傳聲管用口金、鋼索帶木製滑車、木甲板、銅釘、銅座金は次の規格(別冊(三))に依る但し已むことを得ざる事由ある場合は此の限に在らず(昭 15, 5, 10)

別冊目次

- △告示第 210 號(327 號)インボリュート齒車齒形(355 號)鋸齒ねぢ(373 號)自動車用緩衝梁(374 號)自動車用燃料汲上ポンプ取付座(375 號)自動車用機關起動電動機取付方法
- △告示第 210 號(356 號)手回ガスタップ(管用ねぢ)(357 號) V ベルト(第 1 種)(359 號)球軸受及ころ軸受(409 號)鋼索
- △告示第 212 號 昭和 6 年 10 月告示第 50 號中鋼索(規格第 104 號)を削る
- △告示第 213 號 昭和 11 年 6 月告示第 35 號鑛山用鋼索(規格第 281 號)を廢止す
- △告示第 214 號(376 號)傳聲管用口金(船用)(378 號)鋼索帶木製滑車(船用)(379 號)木甲板(船用)(380 號)銅釘(船用)(381 號)銅座金(船用)